

米国株式積立約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと当社との間の米国株式（ETF、ADR を含む）における米国株式積立サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約(以下この約款において「契約」といいます。)をお客さまと締結いたします。

(申込方法)

第2条 お客さまは、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。なお、お客さまが次の各号のいずれにも該当している場合に限り、本サービスのお申込みを行うことができるものとします。

- (1) 事前に当社にお客さま名義の証券総合口座を開設済みであること
- (2) 事前に当社にお客さま名義の外貨建商品取引口座を開設済みであること
- (3) 「外国株式取引に関する説明書」等の内容、ならびに米国株式の取引ルールをご理解いただいていること

2 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

- (1) お客さま、またはお客さまの代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(銘柄の選定)

第3条 本サービスによって買付できる米国株式は、当社が選定する銘柄(以下「選定米国株式」といいます。)とします。

2 お客さまは、選定米国株式の中から買付を行う米国株式を1銘柄以上指定するものとします。(以下、指定された買付を行う米国株式を「指定米国株式」といいます。)

(払込方法)

第4条 お客さまは、指定米国株式の買付にあたって、あらかじめ指定米国株式の申込日(以下「申込日」といいます。)を指定し、買付数量または買付金額の上限を設定するものとします。買付金額は、円貨決済の場合、証券総合口座の預り金、SBIハイブリッド預金口座、または信用取引保証金から振替える方法により払い込まれるものといたします。外貨決済の場合、外貨建商品取引口座の外貨にて払い込むものといたします。なお、1銘柄あたりの払込金の最低額、および数量等は、選定米国株式毎に定められております。

(指定米国株式の買付)

- 第5条 お客さまは、あらかじめ指定する申込日に、指定米国株式の買付を行うよう指示します。
- 2 当社は前項の指示に基づき、申込日に申込日の当社が定める時間に当社が計算した買付可能金額(以下「買付余力」といいます。)の確認を行った後、指定米国株式の買付注文の発注を行います。なお、申込日が取引所の休場等により指定米国株式の申込不可日に定められている場合又は当社の定める営業日でない場合、翌営業日を申込日として取扱うものとします。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込日にかかる指定米国株式の買付注文の発注は行わないものとします。
- (1) 指定米国株式の買付に必要な買付余力が不足している場合(指定米国株式の1株あたりの最低買付金額に対して、お客さまが設定した内容における買付金額が不足している場合は、発注を行いません)。
- (2) 買付余力の確認時において、転居先不明等の理由により、お客さまの米国株式の取引を含む金融商品取引が停止されている場合。
- 3 前項第1号の状況が当社の定める一定回数を超過した場合に、本サービスは停止することがあります。
- 4 当社、または取引所の判断により指定米国株式の買付注文の受託を停止、または取り消しする場合があります。この場合、お客さまからの注文を失効させていただく場合があります。その際、当社はお客さまに遅滞なく通知するものとします。

(申込内容の変更)

- 第6条 お客さまは所定の手続に従って、申込内容の変更、解除、および対象銘柄の追加を行うことができるものとします。

(コーポレートアクションによる申込内容の変更)

- 第7条 指定米国株式にコーポレートアクション(株式併合、株式分割、無償割当、スピンオフ、企業買収、上場廃止等)が発生した場合には、当社規定により、設定している申込内容の変更、または解除を行う場合がございます。

(取引及び残高の通知)

- 第8条 当社は、本サービスにかかるお客さまへの取引明細及び残高明細の通知を、「外国証券取引口座約款」第23条に定める契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。
- 2 前項に定める契約締結時交付書面(取引報告書)、および取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することもできるものとします。

(選定米国株式の除外)

- 第9条 当社の選定米国株式が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該米国株式を選定米国株式から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客さまに遅滞なく通知するものとします。
- (1) 当該選定米国株式が上場廃止、吸収合併等で、存続しなくなった場合
- (2) その他当社が必要と認める場合

(解約)

第 10 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) お客様が当社の証券総合口座を解約された場合
- (3) 当約款、その他必要書面の電子交付にご同意いただけなくなった場合(インターネット経由でお申し込みされたお客様に限る)
- (4) お客様の指定米国株式が前条の規定に従い選定米国株式から除外された場合
- (5) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- (6) 第 12 条に定める本約款の変更にお客様が同意されない場合
- (7) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (8) お客様、またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (9) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (10) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(その他)

第 11 条 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。

- 2 お客様より届出のあった名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うものとします。
- 3 この約款に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。

(約款の変更)

第 12 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2024 年 8 月)